

自立支援医療

身体、精神障がい者の方が、所定の医療を受ける場合、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。
費用 原則1割（所得水準に応じて負担上限額の設定あり）

補装具の給付（修理）

身体障がい児者の方に、義肢・装具・車イス・盲人用つえなどの補装具を給付（修理）します。
費用 世帯の課税状況に応じて費用負担があります。

日常生活用具の給付

障がい児者などの方に、ストマ用具、入浴補助用具、便器、盲人用時計、火災警報機などの日常生活用具を給付します。
 なお、障がい内容などによって給付できる用具が異なります。
費用 世帯の課税状況に応じて費用負担があります。

移動支援事業

外出時の円滑な移動を支援します。
費用 原則1割（所得水準に応じて負担上限額の設定あり）

相談支援事業

障がい者やその保護者の方の生活や福祉サービスの利用など、いろいろな相談を受け付けています。



はこね地はSNS
たすき
 友人・知人との
 コミュニケーションをもっと便利に
 【http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/kikaku/sns.html】

4月1日から町のホームページが新しくなりました。
 デザインを一新し、カテゴリも見直すなど、利用する皆さんがより見やすく使いやすいホームページになりました。
 また、必要な情報をあらかじめ選択してメールで受け取ることができます。「メールマガジン」（3月号参照）や、人と人とのつながりを促進・サポートする「はこね地域SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）たすき」といった新たな機能も充実させています。
 「たすき」は、パソコンを利用して人との輪を広げることができるとともに、日常的にサイト内の日記やコミュニティ（電子掲示板）を利用したり、行政情報や地域情報などを入手したりすることができ、地域向けの交流・情報提供サービスです。

事業所名	主な対象	場所・電話番号
障害者サポートセンター	身体障がい	小田原市東町1-7-7 (☎0465-31-1301)
障害者相談支援センターういず	知的障がい	小田原市城山1-13-25 碓井ビル (☎0465-34-1123/ ☎090-6508-6560)
生活サポートセンターやすらぎ	精神障がい	小田原市荻窪362-2 第2オギクボビル103 (☎0465-32-3020)
こどもホッと相談カフェ	障がい児(18歳未満)	

手当・年金

○福祉相談会
 4事業所が輪番で相談を受け付けています。
開催日 月2回
場所 さくら館

○重度心身障害者福祉年金
 毎年6月1日現在で町内に引き続き1年以上居住する次の障がい者の方に支給されます。
対象
 ・身体障害者手帳1級から3級の方
 ・知能指数40以下の方

地域に住む・働く・関心のある人々のためのコミュニケーションや情報共有の場として、ぜひ利用してください。
 ※「メールマガジン」と「たすき」はいつでも町ホームページからの登録が必要です。
「たすき」の主な機能
 ○スケジュール管理
 通常のスケジュール管理のほかメンバー同士で共有することができます。
 ○日記
 日常の出来事を綴るブログとしての利用や情報発信ツールなどさまざまな形で活用できます。
 ○アルバム
 アルバムを作成して、写真を取り取りができます。友人・知人や「たすき」で新しく知り合った方との交流や情報交換に役立ててください。
 ○コミュニティ
 趣味や関心事に関するテーマごとのコミュニティに参加し、同じ興味を持つ方々との交流ができます。
照会先 企画課
 ☎85-9572

・身体障害者手帳4級でかつ知能指数50以下の方
支給額 年額7,000円
支給月 9月

神奈川県在宅重度障害者等手当

毎年8月1日現在で、6か月以上、神奈川県内に継続して居住している方に支給されます。
対象 次のいずれかに該当する方（65歳以上で障がい者になった方は除く）
 ・次のうち2つ以上に該当する方
 ・身体障害者手帳1級または2級を交付された方
 ・療育手帳A1またはA2の判定を受けた方
 ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方
 ・特別障害者手当または障害児福祉手当を支給されている方

6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域の中で人権侵害が起きないように見守り、もし人権が侵害されている方がいた場合は、相談相手になり適切な処理で救済を図ります。
 また、正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の普及高揚にも努めています。

=全国一斉特設人権相談=

名誉き損、プライバシーの侵害、家庭内や隣近所のもめごと、児童・生徒のいじめ、体罰の問題など気軽に相談してください。
日時 6月1日(火)10時～14時
場所 役場分庁舎4階第7会議室
照会先 健康福祉課 ☎85-7790

医療

重度障がい者医療制度
 重度障がい者の方が病院などで受診した際に支払う医療費の自己負担額を助成します。
対象
 ・身体障害者手帳1級または2級の方
 ・療育手帳A1、A2または知能指数50以下の方
 ・身体障害者手帳3級で、かつ知能指数50以下の方

電気自動車導入者・電気自動車用普通充電器設置事業者への優遇措置

環境先進観光地を目指す取り組みとして、地球温暖化防止を図るため、電気自動車の普及促進に努めています。
 その一環として、電気自動車を導入した町民に対し、購入費などの補助と軽自動車税の免除を行っています。また本年度から、観光客の電気自動車での来遊を促進するため、普通充電器設置事業者への補助を行っています。

電気自動車購入費などの補助
対象車種 四輪以上の新規登録車で、自家用車両として導入した電気自動車
※リース契約車も対象です。
補助額 5万円
補助期間 平成25年度まで
対象
 ・新規登録日（リース契約をした方は、契約書に記載された使用開始日）まで1年以上引き続き町内に住所を有する個人または町内に事業所を有する事業所の方
 ・電気自動車の保管場所が町内にある方
 ・町税などの未納がない方

軽自動車税の免除
対象車種 原動機付自転車、軽自動車および二輪の小型自動車のうち、電気を動力源とする電気自動車（小型特殊車両は除く）
※新規購入車、既購入車ともに免除対象です。
適用期間 平成25年度まで
免除期間 最初に登録した年度から3年間
申請方法 所定の申請書、車検証の写し、運転免許証の写しなどを納期限の1週間前までに提出してください。
申込・照会先 税務課
 ☎85-7750



町の公用車にも電気自動車が導入されています

電気自動車用普通充電器設備設置費の補助
対象設備 電圧200V用コンセント付電気自動車用普通充電スタンド（自立タイプ・壁掛けタイプ）
補助額 設置費用の1/2以内の額で、補助限度額10万円
補助期間 平成26年度まで
対象
 ・町内で1年以上引き続き観光客を対象として事業を行う事業者で、観光施設を開設し、経営している法人
 ・町税などに未納がないこと
 ・充電設備の使用開始から3年以上観光客が利用することを予定していること
申請方法 所定の申請書、領収書、完成写真などを提出してください。
申込・照会先 環境課
 ☎85-9565